

# 平成26年度 第11回吉川区地域協議会次第

日時：平成27年2月22日（日）  
午後5時00分から

場所：吉川コミュニティプラザ 大会議室

## 1 開 会

## 2 会長あいさつ

## 3 報告事項

(1) 会長報告

(2) 委員報告

(3) 事務局報告

## 4 協議事項

(1) 市長への答申に対する回答について

・上越市吉川野球場の使用料の変更について（諮問第73号）【協議資料No1】

(2) 自主審議事項について

① 地域活動支援事業の採択に係る方針の見直しについて 【協議資料No2】

② 区内の各種団体から意見を聴く会の実施結果について

(3) その他

## 5 総合事務所からの諸連絡について

## 6 その他

・次回地域協議会の日程調整：3月 日( ) 時 分から

## 7 閉 会

受付管理システム受付・処理状況 (平成26年度 1月末現在受付)

○柿崎区集約グループ

※受付件数欄の( )は処理途中件数

受付区等	うち処理完了区等	総 数		受 付 区 分							
		受付件数	処理完了 件 数	申請・届出		相 談		苦 情		その他	
				受付件数	処理完了 件 数	受付件数	処理完了 件 数	受付件数	処理完了 件 数	受付件数	処理完了 件 数
柿崎区	柿崎区	675	581	500	413	12	10	4	2	159	156
	木田庁舎		80		80		0		0		0
大潟区	大潟区	219	3	171	3	43	0	0	0	5	0
	柿崎区		213		168		40		0		5
吉川区	吉川区	102	1	85	0	0	0	0	0	17	1
	柿崎区		101		85		0		0		16
柿崎区 集約グループ	大潟区・吉川区	996 (17)	4	756	3	55	0	4	0	181	1
	柿崎区		788		560		50		2		176
	木田庁舎		187		186		0		0		1
	グループ計		979		749		50		2		178
13区計		2,321 (89)	2,232	1,763	1,712	251	226	24	20	283	274
合 計		2,362 (98)	2,264	1,802	1,743	253	227	24	20	283	274

上教体第791号  
平成27年2月18日

吉川区地域協議会  
会長 杉田 幸作 様

上越市長 村山 秀 幸  
(上越市教育委員会 体育課)



上越市吉川野球場の使用料の変更について（通知）

平成27年1月19日付けで答申のあった、諮問第73号上越市吉川野球場の使用料の変更について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり、上越市吉川野球場の使用料を変更することとし、平成27年上越市議会3月定例会に所要の条例案を提出します。

## 平成27年度吉川区地域活動支援事業採択方針(案)

### 1 目的

吉川区における豊かな地域資源を活かし、いつまでも住み続けたいと思う地域づくりを推進するため、住民自ら自主的・主体的に取り組む事業について、上越市地域活動支援事業の補助採択にあたり吉川区の取扱いを定めるものとする。

### 2 採択する事業の分野

上記の目的達成に向け、上越市地域活動支援事業の採択審査を行う際、下記の項目に該当する提案事業について採択するものとする。

- ◆地域づくり活動に際し、各種団体と住民の協働や住民主体により行われる取り組みで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業
- ◆生活・生産基盤に必要な環境整備に資する事業
- ◆地域文化を守り育て、賑わいを創出する事業
- ◆子育て支援、青少年育成、福祉の充実など支えあいの心を育む事業
- ◆地域づくりを担う人材育成に資する事業

### 3 補助率

- ① 補助率は対象経費の10/10以内とし、審査の採点により補助率を定める。  
・共通審査基準の公益性、必要性、実現性、参加性、発展性の5項目にそれぞれ5点を配点し、この採点合計により下記の区分による補助率とする。

H27 採点	補助率
23点以上	10/10
19点~22点	9/10
14点~18点	8/10
10点~13点	7/10
9点以下	不採択

- ② 国県市等の補助事業に並行して申請しないことを条件に採択した事業については、上記の補助率にかかわらず、国県市等の補助率等と同程度の補助を行う。

### 4 補助金額

- ① 補助額の上限は、100万円とする。
- ② 補助の総額が予算を上回る場合、補助額の減額や事業に対する条件を付す場合がある。
- ③ 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- ④ 補助金の概算払い請求は、補助対象期間の範囲で行うことができる。

## 吉川区における地域活動支援事業の審査に関する内規(案)

### 1 目的

吉川区の地域活動支援事業の採択審査にあたり、詳細な事項について定めるものとする。

### 2 定める項目

#### (1) 補助対象経費

##### ① 市等の事業と重複した場合の対応

国県市等の補助事業に並行して申請しないことを条件に、採択することができる。

##### ② 備品の取扱い

原則備品は補助対象外とする。ただし、提案のあった事業の遂行に必要不可欠であり、特に公益性が高いと認められる場合、プレゼンテーションや地域協議会での協議を経た上で対象とすることができる。

##### ③ 飲食費の取り扱い

事業における講師や招待者に対する弁当代などについては補助対象と認めるが、ボランティアを含むスタッフなどの弁当代については対象外とする。

#### (2) 審査方法など

##### ① 補助額の調整

採択した補助額の合計が吉川区の配分額を超えた場合は、採択した全事業について、補助額と配分額の按分により調整を図ることとする。

##### ② プレゼンテーション等の実施

地域協議会が必要とした場合及び提案者の申し出を受け地域協議会が必要と認めた場合は、プレゼンテーションやヒアリングを実施する。

##### ③ 審査の決定方法

各提案に対する審査は、勉強会を経て公開の地域協議会で決定する。

##### ④ 提案当事者の審査への参加

提案者及び提案団体の代表者は採点に加わることはできない。ただし、協議に参加することを除外するものではない。なお、提案者及び提案団体の代表者の定義については、個々の事例について地域協議会の中で協議し決定する。

※この内規を変更する場合は、地域協議会委員の協議による合意により行う。

平成27年度吉川区地域活動支援事業採択方針（案）新旧対照表

平成27年度 採択方針(案)	これまでの採択方針																								
<p>2 採択する事業の分野 上記の目的達成に向け、上越市地域活動支援事業の採択審査を行う際、下記の項目に該当する提案事業について採択するものとする。</p>	<p>2 優先して採択する事業の分野 上記の目的達成に向け、上越市地域活動支援事業の採択審査を行う際、下記の項目に該当する提案事業については優先的に採択するものとする。</p>																								
<p>3 【全文削除】</p>	<p>3 その他の事業 優先して採択すると定めた事業以外については、制度の趣旨や全体のバランス等を考慮し採択するものとする。</p>																								
<p>3 補助率 ① 補助率は対象経費の10/10以内とし、審査の採点により補助率を定める。 ・共通審査基準の公益性、必要性、実現性、参加性、発展性の5項目にそれぞれ5点を配点し、この採点合計により下記の区分による補助率とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>採点の合計</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23点以上</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>19点～22点</td> <td>9/10</td> </tr> <tr> <td>14点～18点</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>10点～13点</td> <td>7/10</td> </tr> <tr> <td>9点以下</td> <td>不採択</td> </tr> </tbody> </table> <p>・【4 補助金額 の項目へ移動】</p> <p>② 【4 補助金額 の項目へ移動し、以下を挿入】 国県市等の補助事業に並行して申請しないことを条件に採択した事業については、上記の補助率にかかわらず、国県市等の補助率等と同程度の補助を行う。</p> <p>③ 【全文削除】</p>	採点の合計	補助率	23点以上	10/10	19点～22点	9/10	14点～18点	8/10	10点～13点	7/10	9点以下	不採択	<p>4 補助率及び補助金額 ① 補助率は対象経費の10/10以内とし、審査の採点により補助率を定める。 ・共通審査基準の公益性、必要性、実現性、参加性、発展性の5項目にそれぞれ5点を配点し、この採点合計により下記の区分による補助率とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>採点の合計</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25点</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>20点～25点未満</td> <td>9/10</td> </tr> <tr> <td>15点～20点未満</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>10点～15点未満</td> <td>7/10</td> </tr> <tr> <td>10点未満</td> <td>不採択</td> </tr> </tbody> </table> <p>・補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>② 補助額の上限は、おおむね100万円とする。 ・補助の総額が予算を上回る場合、補助額の減額や事業に対する条件を付す場合がある。 ・補助金の概算払い請求は、補助対象期間の範囲で行うことができる。</p> <p>③ 採択順位は、優先採択方針に合致すると評価を得た委員数の多い順とする。</p>	採点の合計	補助率	25点	10/10	20点～25点未満	9/10	15点～20点未満	8/10	10点～15点未満	7/10	10点未満	不採択
採点の合計	補助率																								
23点以上	10/10																								
19点～22点	9/10																								
14点～18点	8/10																								
10点～13点	7/10																								
9点以下	不採択																								
採点の合計	補助率																								
25点	10/10																								
20点～25点未満	9/10																								
15点～20点未満	8/10																								
10点～15点未満	7/10																								
10点未満	不採択																								
<p>4 補助金額 ① 補助額の上限は、100万円とする。 ② 補助の総額が予算を上回る場合、補助額の減額や事業に対する条件を付す場合がある。 ③ 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 ④ 補助金の概算払い請求は、補助対象期間の範囲で行うことができる。</p>																									

吉川区における地域活動支援事業の審査に関する内規（案）新旧対照表

平成27年度 内規(案)	これまでの内規
<p>2 定める項目 (1) 補助対象経費 ① 市等の事業と重複した場合の対応 国県市等の補助事業に並行して申請しないことを条件に、採択することができる。</p>	<p>2 定める項目 (1) 補助対象経費 ① 市等の事業と重複した場合の対応 国県市等の補助事業に並行して申請しないことを条件に、既存の補助率等と同程度の補助を行う。</p>
<p>(2) 審査方法など ① 補助額の調整 採択した補助額の合計が吉川区の配分額を超えた場合は、採択した全事業について、補助額と配分額の按分により調整を図ることとする。</p>	<p>(2) 審査方法など ① 提案の採択順位 採択順位は、優先して採択する方針と合致すると評価した委員数の多い順とする。ただし、補助額の合計が吉川区の配分額を超えた場合、採択方針に合致した全事業を採択し、その額は算出した額と配分額の按分により調整を図ることとする。</p>

5 総合事務所からの諸連絡事項

① 2/16 市・県民税申告相談の開催

会場：吉川区保健センター

時間：9:00～11:30、13:00～16:00

期間：3月16日までの平日

② 2/28 新酒と郷土料理を楽しむ会の開催

会場：スカイトピア遊ランド

時間：15:30～18:00

概要：恒例の新酒と郷土料理を楽しむ会

※ 産業建設Gの集約に伴う、課題等への意見について忌憚ないご意見をお願いします。